



I 法人税関係

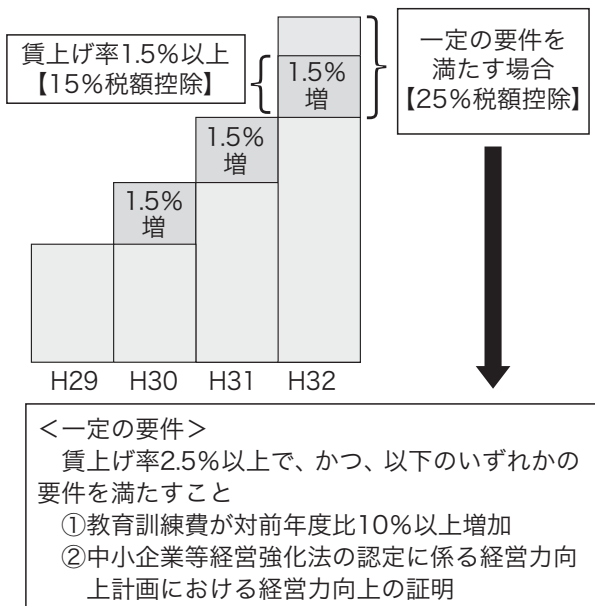
1 所得拡大促進税制の見直し

(1) 中小企業

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直されます。その年(平成30~32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より1.5%以上増加した場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

さらに、高い賃上げや教育訓練費の増加等の要件を満たせば、10%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乘せされます。

中小企業における賃上げの促進に係る税制のイメージ



(2) 大企業

大企業(資本金の額等が1億円超の法人など)については、その年(平成30~32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より3%以上増加、

国内の設備投資額が当期の減価償却費の9割以上を占める場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

また、教育訓練費の増加(対前年度20%以上増加)の要件を満たせば、5%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乘せされます。

適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

2 交際費課税の特例措置の延長

中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置が2年延長されます。

適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

3 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

従業員1,000人以下の中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却制度が2年延長されます。

適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

4 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

事業年度に欠損金額が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、すでに納めた法人税から欠損金の分を還付することができる、欠損金の繰戻し還付制度ですが、その不適用措置が2年延長されます。

ただし、中小企業(平成21年2月1日以降に終了する各事業年度)については、その不適用措置の対象から除外されます。

適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

II 相続税・贈与税関係

1 事業承継税制の特例の創設

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性を上げる観点から、10年間の特例措置として、事業承継税制が抜本的に拡充されます。

相続・贈与時に納税負担が生じないように、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画(仮称)^{注)}を作成して相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合は、経営者が保有する全ての株式が納税猶予の対象となり、納税猶予割合が80%から100%に引き上げられます。また、将来の税負担に対する不安を軽減するため、雇用確保要件の

緩和、経営環境の変化に対応した減免制度の創設、複数人による承継が措置されます。

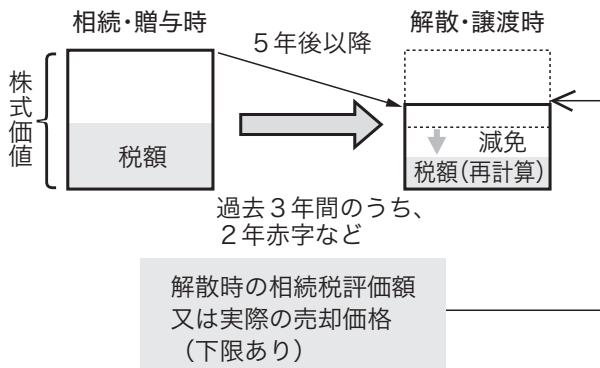
(注) 特例承継計画(仮称)とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画で、当該会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

事業承継税制の特例の概要

	現行	改正案
納税猶予株式	発行済議決権株式総数の3分の2	経営者が保有する全ての株式
納税猶予割合	80%	100%
雇用確保要件	事業承継後5年間の平均で、8割以上の雇用維持が必要	雇用確保要件を満たせない場合でも、その理由と認定経営革新等支援機関の意見を記載した書類を都道府県に提出すれば、納税猶予が継続
経営環境の変化に対応した減免制度(後継者が解散・譲渡を行う場合)	事業承継時の株価を基に相続・贈与税を課税	解散・譲渡時の評価額を基に再計算を行い、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免
適用対象者の拡大	先代経営者の主な要件	代表権を有する先代経営者1人の者から贈与等により取得する株式が対象
	後継者の主な要件	代表権を有する後継者(最大3人まで)。総議決権数の10%以上を有する者に限る

経営環境の変化に対応した減免制度

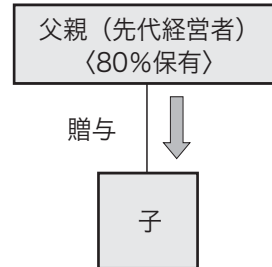
現行制度では、相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行った後に、後継者が会社を解散・譲渡を行う場合、事業承継時の株価を基に相続・贈与税が課税されます。今後は、株価が下落した場合においても、経営環境の変化を示す一定の要件を満たせば、解散・譲渡時の株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免する制度が創設されます。



事業承継税制の適用対象者の拡大

現行制度では、1人の先代経営者から1人の後継者への相続・贈与のみが納税猶予の対象とされています。今後は、先代経営者に限定せず親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への事業承継も納税猶予制度の対象とされます。

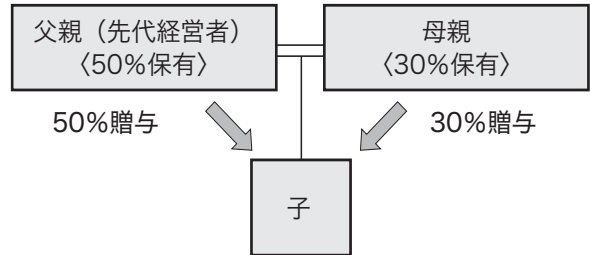
【現行制度】



1人の先代経営者から1人の後継者への承継のみ適用対象

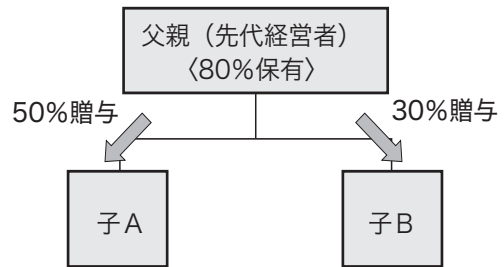
【改正案】

〈複数人からの承継〉



複数人から後継者への承継も適用対象

〈複数人への承継〉



複数人(最大3人)への承継も適用対象

適用時期

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

Ⅲ 所得税関係

1 個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する観点から、個人所得課税が見直され、給与所得控除や公的年金等控除の控除額を引き下げ、基

基礎控除の控除額が引き上げられます。

(1) 給与所得控除等の見直し

給与所得控除の控除額が一律10万円引き下げられます。また、その上限額についても、給与等の収入金額850万円で控除額195万円（現行：給与等の収入金額1,000万円で220万円）に見直されます。

なお、給与等の収入金額が850万円超のケースでも、特別障害者や23歳未満の扶養親族などが同一生計内にいる場合には、負担増が生じない措置が講じられます。

給与所得控除額の見直し

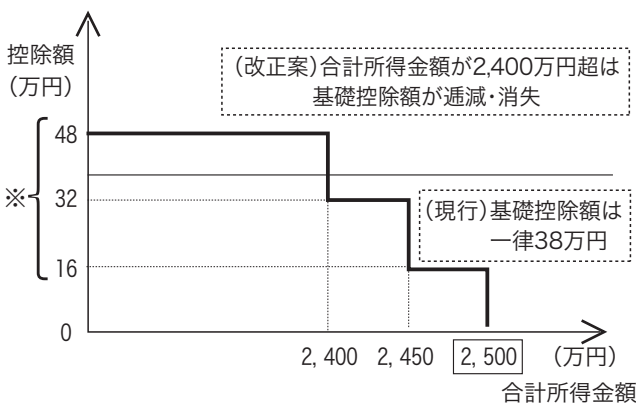
給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超～360万円	その収入金額×30%＋8万円
360万円超～660万円	その収入金額×20%＋44万円
660万円超～850万円	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

(2) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げたうえで、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に、195万5,000円の上限（現行：上限なし）が設けられます。また、年金以外の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合、さらに一律10万円（2,000万円超の場合は一律20万円）控除額が引き下げられます。

(3) 基礎控除の見直し

基礎控除の控除額を一律10万円引き上げ、その上限額が48万円（現行：一律38万円）とされます。また、合計所得金額が2,400万円超の個人については、その金額に応じて控除額が逡減され、2,500万円超で基礎控除の適用ができないこととなります。



※ 個人住民税の基礎控除額はそれぞれ43万円、29万円、15万円（現行：一律33万円）。

(4) 各所得控除の調整措置

各所得控除の合計所得金額の要件が次のように見直されます。

合計所得金額の要件の見直し

	現行	改正案
同一生計配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

適用時期

平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

Ⅳ 地方税関係

1 中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例の創設

中小企業の投資を後押しする観点から、中小企業が取得した一定の要件を満たす償却資産に係る固定資産税の特例が創設されます。中小企業が労働生産性を年平均3%以上向上させる認定を受けた一定の機械装置等を取得し、生産、販売活動等の用に直接供した場合、当初3年間の固定資産税の課税標準をゼロ～1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減されます。

なお、平成28年度税制改正で創設された中小企業が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例については、期限の終了（平成31年3月31日）をもって廃止されます。

固定資産税の特例の概要

対象者	・先端設備等導入計画（仮称）の認定を受けた中小企業者等
対象設備	生産性要件が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備 ・機械装置（160万円以上、販売開始10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上、販売開始5年以内） ・器具備品（30万円以上、販売開始6年以内） ・建物附属設備（60万円以上、販売開始14年以内）
要件	・市町村の導入促進基本計画（仮称）に適合 ・労働生産性が年平均3%以上向上と認定 ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの
税制措置	固定資産税の課税標準が、当初3年間に限り、ゼロ～1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減

適用時期

生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の施行の日から平成33年3月31日までに取得をした場合に適用されます。



皆さん
こんにちは♪

有限会社 クモイエージェンシー
松本市波田
専務取締役 平林 康彦 氏

『お客様に喜んでいただくために』

松本市波田の国道158号線沿いにあります(有)クモイエージェンシーさんの専務取締役としてご活躍の平林康彦さんをご紹介します。

(有)クモイエージェンシーさんは昭和61年10月に平林さんのお父様が創業され、現在は一般建築（住宅の新築・リフォーム、福祉・介護関係のリフォーム等）に加えて、福祉用具の販売・レンタル等を手掛ける地域に密着した企業です。

平林さんは大学を卒業後、(株)守谷商会さんに10年間勤務された後に入社され、現在は主に一般建築部門をご担当。住宅の設計・現場管理・営業・積算等、何役もこなしてお父様の右腕として会社を支えられています。新しい技術や製品、制度など学ぶことは尽きませんが、お客様のご要望にしっかりと対応出来るよう日々勉強されているそうです。

休日の過ごし方についてお尋ねすると「お客様のリクエストと一緒にDIYをしたり、ガーデニングのお手伝いをするんですが、それが良い息抜きになっています」と笑顔でお話し下さいました。確かな仕事と、温かなサービス。お客様に喜んでいただけるよう日々頑張る平林さんの益々のご活躍が期待されます。

(深澤和紀編集委員)



頑張ってます!!

『税への理解を求めて』

松本税務署
松本市城西

税務広報広聴官
鈴島 利子 さん

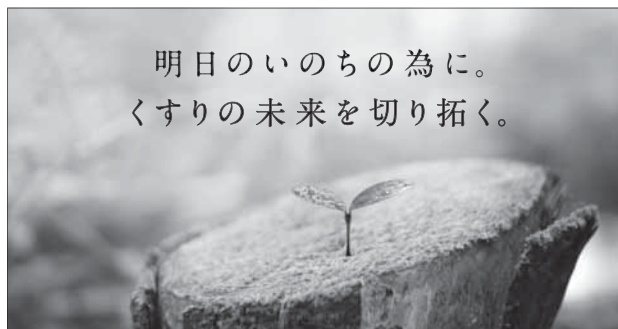


松本税務署に着任して2年目となり、日々広報官として忙しく働いておられる鈴島さんに、税務広報広聴官のお仕事内容をお聞き致しますと「納税者の皆様に正しく税を理解していただき、納税意識を高めさせていただくために、分かりやすく広報活動をしていくことです」とお答えくださいました。具体的な活動としては、新聞やテレビなどのメディアを通じて様

々な税に関する情報を発信することはもちろん、小学生から大学生までの学生に加えて、新社会人をはじめとする一般の方々も対象とした租税教育活動(租税教室等)を行い、幅広く税に対する意識向上に努められているそうです。

子どもを含め、一般の方々に税金に対する理解を深めていただくことは大変に難しいことですが、女性らしい優しい口調と笑顔を決やすることなくお話し下さる姿勢に、大勢の方々が安心して話をすることが出来るのでしょうか。取材を通じてお話を伺った私たちまで和やかな気分させていただきました。春になりガーデニングにいそしむのも楽しみだと主婦としてのお顔も見せて下さいました。

(作田永子副委員長)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹²¹〕源泉所得税関係 会社社宅を貸与する場合の 給与課税について

Q . 当社では人材の定着を目的として社宅を検討していますが、社宅を従業員及び役員に貸与する場合に税制面でどのようなことに留意が必要でしょうか？

A . 【従業員に社宅や寮などを貸したとき】

従業員に対して社宅や寮などを貸与する場合には、従業員から1ヶ月あたり一定額の家賃（以下「賃貸料相当額」といいます。）以上を受け取っていただければ給与として課税されません。

賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

- (1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額)×0.2%
- (2) 12円×(その建物の総床面積(m²)/3.3(m²))
- (3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額)×0.22%

従業員に無償で貸与する場合には、この賃貸料相当額が給与として課税されます。

従業員から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合には、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が、給与として課税されます。

しかし、従業員から受け取っている家賃が、賃貸料相当額の50%以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は、給与として課税されません。

例：賃貸料相当額が1万円の社宅を従業員に貸与した場合

- 1 . 従業員に無償で貸与する場合には、1万円が給与として課税されます。
- 2 . 従業員から3千円の家賃を受け取る場合には、賃貸料相当額である1万円と3千円との差額の7千円が給与として課税されます。

- 3 . 従業員から6千円の家賃を受け取る場合には、6千円は賃貸料相当額である1万円の50%以上ですので、1万円と6千円との差額4千円は給与として課税されません。

また、会社が所有している社宅や寮などを貸与する場合に限らず、他から借りて貸与する場合でも、前に説明した3つを合計した金額が賃貸料相当額となります。

したがって、他から借り受けた社宅や寮などを貸与する場合にも、貸主等から固定資産税の課税標準額などを確認することが必要です。

現金で支給される住宅手当や、入居者が直接契約している場合の家賃負担は、社宅の貸与としては認められないので給与として課税されます。

なお、看護師や守衛など、仕事を行う上で勤務場所を離れて住むことが困難な従業員に対して、仕事に従事させる都合上社宅や寮を貸与する場合には、無償で貸与しても給与として課税されない場合があります。

【役員に社宅などを貸したとき】

役員に対して社宅を貸与する場合には、役員から1ヶ月あたり一定額の賃貸料相当額を受け取っていただければ、給与として課税されません。

賃貸料相当額は、貸与する社宅の床面積により小規模な住宅とそれ以外の住宅とに分け、次のように計算します。ただし、この社宅が、社会通念上一般に貸与されている社宅と認められない、いわゆる豪華社宅である場合は、次の算式の適用はなく、通常支払うべき使用料に相当する額が賃貸料相当額になります。

注1：小規模な住宅とは、法定耐用年数が30年以下の建物の場合には床面積が132m²以下である住宅、法定耐用年数が30年を超える建物の場合には床面積が99m²以下である住宅をいいます。

注2：いわゆる豪華社宅であるかどうかは、床面積が240m²を超えるもののうち、取得価額、支払賃貸料の額、内外装の状況等各種の要素を総合的に勘案して判定します。なお、床面積が240m²以下のものであっても、一般的に貸与されてい

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

る住宅等に設置されていないプール等の設備や役員個人の嗜好を著しく反映した設備等を有するものについては、いわゆる豪華社宅に該当することになります。

役員に貸与する社宅が小規模な住宅である場合

前述した従業員と同じ算式で出された金額が賃貸料相当額になります。

役員に貸与する社宅が小規模でない場合

役員に貸与する社宅が小規模住宅に該当しない場合には、その社宅が自社所有社宅か、他から借り受けた住宅等を役員へ貸与しているかで、賃貸料相当額の算出方法が異なります。

1. 自社所有社宅の場合

次のイとロの合計額の12分の1が賃貸料相当額になります。

イ.(その年度の建物の固定資産税の課税標準額)
×12%

ただし、法定耐用年数が30年を超える場合には12%でなく10%

ロ.(その年度の敷地の固定資産税の課税標準額)×6%

2. 他から借り受けた住宅を貸与する場合

会社が家主に支払う家賃の50%の金額と、上記1で計算した賃貸料相当額とのいずれか多い金額が賃貸料相当額になります。

役員に対する給与として課税される範囲は以下の通りとなります。

1. 役員に無償で貸与する場合には、賃貸料相当額が、給与として課税されます。
2. 役員から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合には、賃貸料相当額と受け取っている家賃との差額が給与として課税されます。
3. 現金で支給される住宅手当や入居者が直接契約している場合の家賃負担は、従業員同様社宅の貸与として認められないので、給与として課税されます。

(税制委員会：二木 正文、忠地 祐一、川窪 光弘
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

松本法人会

部会紹介 シリーズ

第13回

行ってきました! 山形部会

～ グルメ・収穫・体験 ～

可愛い「やまっち」を知っていますか? 赤い笠をかぶり緑色のワンピースを着た山形村オリジナルキャラクターです。そのキャラクターの名が付いた地域発信の新名物が「やまっちそば」です。名産の「長芋」と「そば」のコラボレーションで誕生した新名物で、長芋の食感を活かすため、長芋を細長く麵状にしてそばの上に乗せたシンプルなお料理です。(すりおろした長芋をそばにかける「とろろそば」とは違います!)

そばつゆについては、普通のおそばのようにつけても良いし、直接おそばにかけて混ぜて食べても良いというスタイルです。山形村の特産を上手く組み合わせて作られた新名物の益々の普及が期待されています。皆様も是非一度ご賞味ください

山形村では特産品である農作物を活用した観光にも力を入れており、同じく名産のブルーベリーをはじめ四季を通じての収穫体験ツアーも盛んに行われています。食に関してのイベントが多いのも、この地域で収穫される農産物の多様性と品質の確かさが信頼されて

いる証でしょう。

部会活動も活発に行われていて、会員企業や外部から講師をお招きしての経営者セミナーが毎年開催され、社会貢献活動として敬老会へお花のプレゼント、児童館へは遊具の寄贈も行われています。また、会員同士の交流にも力を入れ、数年前からは部会内で交流会を開催するなど部会内の結束にも力を入れておられます。こうした部会活動の充実により、地域の発展と共に伸びていく山形部会さんでした。

(作田永子副委員長)



山形部会

該当エリア：東筑摩郡山形村

会員数：54社

部会長：小野 貴義氏 (尙小野石材店)

部会長より：これからも皆様にご協力をいただきながら研修事業や社会貢献事業に取り組むとともに、部会内の交流をより一層深めていくための事業も開催してまいりますのでよろしくお祈りいたします。

松本法人会 冬期特別研修会 要旨

『相手の心を動かすプレゼンテーション
～説得力を高める相互通行テクニック～』

講師：人材育成コンサルタント・モリプランニング代表 森みや子氏



2月23日（金）に開催された、本年度の冬期特別研修会では、人材育成コンサルタントの森みや子氏を講師にお招きし『相手の心を動かすプレゼンテーション～説得力を高める相互通行テクニック～』というテーマでお話をいただきました。学校等で学ぶ機会は少ないのですが社会人になると必要とされるプレゼンテーションスキル。営業のテクニックとしてだけではなく、上司への報告、会議での発言など分かり易い話し方をする際に役に立つスキルです。研修会では森先生に基本的な考え方から、覚えておきたいテクニックまで大変分かりやすく解説していただきました。本稿では研修会の要旨を掲載いたします。

提案＝プレゼンテーションとは

ビジネスにおけるプレゼンテーションとは『ある【目的】をもって、一定【時間内】に、【対面】する相手の【心】を動かし【行動】を起こさせること』です。その際に『相手の課題を解決すること』を目的として、こちらの提案をしていくことがポイントとなります。つまり、お客様は自分の課題が解決されることに価値を見出し、こちらの商品購入・サービス契約に応じてくださいます。まずはしっかりヒアリングをして相手の課題を的確に把握し、効果的な提案が出来る資料作成、さらには仕草・話し方にまで注意を払った事前準備（リハーサル）を入念にする必要があります。

相手に伝えるために

とても重要なポイントですが『伝えた』と『伝わった』は違います。どんなに素晴らしい提案も「相手が理解できて初めて説明できたこと」になります。相手に上手く物事を伝えるためには『分かりやすい説明の仕方・話し方』が必要となりますが、押さえていただきたいのは【相手が分かる言葉で（不要な専門用語・横文字は使わない）】【文章は短く言い切る】【内容は削る（伝えたいことが「10」あっても、話すのは「5」位が調度良い）】という点です。

上記のポイントを押さえた上で、プレゼンで相手の心を動かすためには「課題」「解決」「未来」といった視点で組み立てられた「起」「承」「転」「結」の流れのシナリオを作成して、相手にこちらの想いを伝えることが重要になります。

シナリオの作成

「起」...相手の課題や提案によって解決された未来を示す

「あなたの課題は～です」

「承」...提案内容・企画・商品・提供するサービスのスケジュールなどを伝える

「そこで、今回 を提案します」

「転」...競合との比較等、データや事例などを具体的にしっかりと説明

「ちなみに競合との比較や費用対効果 となっております」

「結」...課題解決後の未来、相手のメリットを示す

「この課題を解決すると の状態になります」

参考：話の分かりにくい、理解されにくい人の特徴
自己チェック

- 1 話が長く、何を言いたいのか分からない
- 2 発言の目的や意図、主旨を理解していない。された質問と答えがかみ合わない
- 3 背景や経過から話し、結論が後になる
- 4 結論がない、或いは自分でもわかっていない
- 5 個人的な思い込みや希望的観測が入る（感情的・あいまいな表現）
- 6 立て板に水で言葉はスラスラ出るが、中身がない
- 7 難しい言葉や専門用語、横文字を使う
- 8 無駄な言葉や口癖、繰り返しが多く、話がぐどい
- 9 基本的に話すことに苦手意識がある
- 10 緊張してしまいパニックになり、自分でも何を言っているかわからない

まとめ

ビジネスにおけるプレゼンテーションとは『ある【目的】をもって、一定【時間内】に、【対面】する相手の【心】を動かし【行動】を起こさせること』です。その為には『相手の課題を解決することを目的として、こちらの提案をしていくこと』が基本となります。そこをポイントとして押さえていただき、より効果的なプレゼンテーションを実現していただきたいと思えます。

労務レポート

割増賃金と残業代の計算ルールについて

社会保険労務士 高砂 礼次



今回のレポートでは、割増賃金と残業代の計算ルールについて解説いたします。始めに法定労働時間・法定時間外労働・所定労働時間外労働等又計算ルール、割増賃金の必要な労働について確認いたします。

法定労働時間とは、労働基準法（以下「労基法」とよびます）第32条に定められている労働時間の限度です。使用者は原則として1日8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。

上記が原則的な法定労働時間ですが、「労使協定」を結ぶことによって法定時間外労働をさせることができます。これは、規定を定めている労基法第36条から「36協定」とも呼ばれています。こちらにつきましては労働基準監督署への届出義務があります。

一方、所定労働時間とは、夫々の企業での1日の決められた法定労働時間内の就業時間の事をいい、所定労働時間を超えて上司の指示によって勤務する時間と法定時間外労働とを合わせて残業時間と呼んでいます。割増賃金が必要になるのは、このうち法定時間外労働の部分となります。

さらに、割増賃金支払が必要な労働時間として、深夜労働時間（午後10時から午前5時迄の勤務時間）及び労基法第35条第1項による法定休日に勤務した休日労働時間があります。

労働日については暦日で計算します。「午前0時から午後12時までを1日とする」

- ・深夜勤務明けで勤務と勤務の間が24時間空いていても、それで法定休日確保できたということではないので注意が必要です。
- ・通達で継続勤務が2暦日にわたる場合には、たとえ暦日を異にする場合でも1勤務として取り扱い、当該勤務は始業時刻の属する日の「1日」とするとされています。また、翌日の始業時間の始期までの超過勤務に対して、労基法第37条の割増賃金を支払えば違反にはなりません。

例えば、1日30時間勤務した場合の例では、

- ・午前8時から勤務開始 翌日午後3時勤務終了
【休憩】午前12時から午後1時 1時間×2日

- 法的な割増賃金の支払(労基法第37条) -

午前8時から午後5時まで、	通常賃金
午後5時から午後10時まで	×1.25
午後10時から翌日午前5時まで	×1.50
翌日午前5時から午前8時まで	×1.25
翌日午前8時から午後3時まで	通常賃金

翌日が法定休日の場合は 通常賃金×1.35

また、休日勤務が必要な日が事前にわかっていたら「振替休日」の案、事前にわからない場合は「代休」対応をしますが、代休には割増部分の賃金の支払いが必要となります。逆に、振替休日は、必要にはならないですが、就業規則に明記しておく事を要します。

- ・例えば、1日9時間勤務をした際に、会社の所定労働時間が7時間
始業時間：午前9時、終業時間：午後5時（休憩時間午後零時から午後1時）の場合は、

- 法的な割増賃金の支払(労基法第37条) -

午前9時から午後5時まで、	通常賃金
午後5時から午後6時まで	×1.00
午後6時から午後7時まで	×1.25

上記から、残業2時間のうち、の法定労働時間内の残業については、割増賃金の支払は必要ありません。

H31・3・31までの、「働き方改革推進法案」で、中小企業につきましては月60時間を超えた時間外労働に対する法定割増賃金率の引上げ（50%up）の猶予期間終了は見送られることになりました。今後につきましては不透明ですが、会社の発展と継続のために重要なポイントは一人一人の社員が健康でかつチームワークよく活動することと信じていますので改善を図りながら、ご対応をいただければと思います。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10

TEL・FAX 0263-54-2690

松本法人会会員企業の皆様にお知らせです

決算申告時に作成する

『法人事業概況説明書』への記載について

平成30年4月1日以後終了事業年度分から、決算報告書の『法人事業概況説明書』の様式が改定されます。

法人事業概況説明書には次のことをご記載下さい！

- 松本法人会に加入していること
- 「自主点検チェックシート※」を活用していること
(活用している方に限ります。該当箇所(2か所)にご記入ください)

(法人会では、企業の税務コンプライアンスの向上のための取組として「自主点検チェックシート」の活用を推奨していますので、是非ご活用ください！)

「消費税申告一声運動実施中」

法人事業概況説明書 (表)

表の欄 (5) 社内調査 (自主点検チェックシート) 実施の有無 有 無

裏

15 帳簿書類の名称
自主点検チェックシート

17 加入組合等の状況
松本法人会会員・松本法人会理事 (役職名)
(役職名)
営業時間 開店時 閉店時
定休日 毎週(毎月) 曜日()

「自主点検チェックシート」は毎月の決算説明会にて配布中。当会HPからダウンロードも可能です。

一般社団法人 松本法人会

4月の予定

3日女性部正副部長会議 4日広報委員会・同編集会議 5日税制委員会・同グループ会議 6日研修委員会 9日組織委員会 11日正副会長会、役員会 12日新設法人説明会、法人会全国女性フォーラム(13日まで) 17日厚生委員会 18日女性部総会



19日決算説明会(松本) 20日決算説明会(塩尻)
24日総務委員会 25日青年部総会 27日監査会

決算説明会(法人税・消費税/3月決算法人対象)
松本会場 4月19日(木)
10:00~12:00/ 14:00~16:00(2回開催)
キッセイ文化ホール 3階
第一会議室 第二会議室
塩尻会場 4月20日(金)14:00~16:00
塩尻市市民交流センター(えんぱーく)4階会議室

青年部コーナー

第43回通常総会

日時 4月25日(水)午後6:00~9:00

- [通常総会] 6:00~6:30
 - *平成29年度事業報告、および決算報告
 - *平成30年度事業計画案、および予算案等
- [租税教育活動特別プログラム] 6:35~7:35
- [祝賀会] 7:40~9:00

会場 アルピコプラザホテル

※ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

女性部コーナー

第39回通常総会

日時 4月18日(水)午後3:30~7:30

- [税務研修] 3:30~4:30
講師：松本税務署法人課税第一部門
統括官 依田勇一郎氏
- [通常総会] 4:40~5:20
 - *平成29年度事業報告、および決算報告
 - *平成30年度事業計画案、および予算案
- [祝賀会] 5:30~7:30

会場 深志神社「梅風閣」

※ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

大同生命松本支社人事異動



4月1日付けの人事異動において、平成27年4月から3年間お世話になった角南課長さんに代わり、岡崎課長さんが着任しました。よろしくお願ひいたします。

前任の角南(営業課長)に代わり、4月1日より松本法人会の皆さまを担当させていただくことになりました岡崎 規一(おかざき のりかず)と申します。

大学時代、マンドリン倶楽部に所属していて、音楽のある生活を今でも楽しんでおりますが、仕事においては、松本法人会の皆さまに信頼いただけるよう気持ちを引き締めてまいります。ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。



東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

インフォメーションコーナー

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

税理士法人 望月会計

後継者がいる企業様向け事業承継セミナー

望月総合経営塾

戦略マネジメントゲーム研修

～2日間で利益の出る会社の仕組み、戦略が分かります～

戦略MGとは、参加者一人一人がゲーム形式で会社を経営し、様々な意思決定を実践していく能動的学習(アクティブ・ラーニング)です。経営の疑似体験を通じ、参加者間で経営成績を競い合い、議論を深め、マネジメントの基礎である会計・財務スキルを自然と身につけることが出来ます。

【開催日】平成30年4月20日(金)・21日(土)

【特別講師】戦略MG全国会長 税理士 望月 宗敬

【インストラクター】

中小企業診断士 中小企業診断士 システムエンジニア 中小企業診断士
黒澤 正行氏 矢島 龍氏 小川 晃弘氏 石塚 忠氏

【定員】20名(先着順) 【会場】望月総合経営(松本市城西2-5-12)

【費用】お一人28,000円(昼食代含む)※個別コース申込時の金額

望月総合経営 **望月会計** ご質問・お問い合わせは
 税理士 法人 **望月会計** **0263-32-4737**
 税理士 百瀬幸子 関東信越税理士会 会員 千390-0875 松本市城西2-5-12 担当:三澤

ホームページリンク企業募集！くわしくは事務局まで



朝日村役場新庁舎



東筑摩郡朝日村の役場庁舎がこの平成30年春に新庁舎へと生まれ変わります。木の温もりを基調とした素晴らしい庁舎へと生まれ変わります。朝日村の新しいシンボルとして多くの皆さんに愛されることと思います。(深澤和紀編集委員)

いつ何時未曾有の大災害に見舞われるかわからない今、過去の大災害を振り返り、防災意識を常に意識していかなければいけないと思います。備えあれば憂いなしの言葉の通り、水・食料・防災グッズなど見直していきたいと思えます。(深澤和紀)
 (本号編集委員) 作田永子、深澤和紀



外国語学校エー・トゥー・ゼット

「本気の英語」が人生を変える。



信毎メディアガーデンに英会話スクールOPEN!
外国語学校 エー・トゥー・ゼット
 信毎メディアガーデン校

2018.4.28日 OPEN 生徒募集中!

入校申し込み・お問い合わせは

無料体験申し込み随時受け付け中!

☎0120-815-235 または ✉info_mg@atoz-ed.com または LINE@にて



エー・トゥー・ゼット 信毎メディアガーデン校 エイゴ ニュース
 〒390-0811 長野県松本市中央 2-5
 信毎メディアガーデン 3F (バブル近く) ☎0120-815-235

オープン前受付 4/27まで 月～日 9:00～22:00 ※土曜日は18時まで 日 定休

アンケートにお答えいただくと抽選で素敵なプレゼントが当たります。

右のQRコードをスマホで読み込み、Webアンケートにお答えいただいた方の中から抽選で50名様にQUOカード(500円分)をプレゼントいたします!



川柳コーナー
 ひげ面に
 母が付き添う
 入社式
 着飾る母と
 ランドセル
 入学式
 古女房と
 新酒を空けて
 差し向かう
 無筆

あしがき

有の大災害『東日本大震災』から7年が経ちました。東京電力福島原子力発電所の事故によりまだまだ多くの方々が故郷に帰ることができていません。最近では、群馬県と長野県の境にある草津白根山で突然の噴火がありました。九州では霧島連山の新燃岳が再び噴火するなど、私たちの暮らす日本は地震・火山の噴火など自然災害と常に隣り合わせの国です。太平洋プレート、ユーラシアプレート、北米プレート、フィリピン海プレートの4つのプレートの上にあり、私たちの故郷長野県は糸魚川静岡構造線・柏崎千葉構造線に挟まれたフォッサマグナの上にあります。

平成30年3月11日。あの未曾

注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
 当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
 また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
 発行所
 一般社団法人 松本法人会
 〒390 0814
 長野県松本市本庄1丁目3番10号
 TEL(0263)35 8080
 FAX(0263)36 0839
 編集人 百瀬衛貴男
 (毎月1回1日発行)
 (定価 1部50円)
 印刷所 信州印刷株式会社